

# 今年(2004年)に改定された入管難民認定法の見直しの年!

～難民が、難民と認められるために、私たちは何をすべきなのか～

## 血の通った難民認定制度に—私たちの提言—

1. 難民認定、人道的配慮ビザについてUNHCRの見解を尊重すること。
2. 難民申請制度の告知なしの入管手続きをすべて無効にすること。
3. 難民調査に弁護士・専門家の同席・ビデオ録画を認めること
4. 仮放免者にシェルターを提供し、就労権を認めること。
5. 参与員審査内容を検証する専門家委員会を設置すること。

政府の政策を批判する集会に参加したら翌日、警察に連行され拷問される・・・  
もしあなたがそんな状況に置かれたらどうしますか。世界にはそんな国がたくさんあります。  
自国に留まることのできないこうした人々を他の国が保護することを定めた条約、それが難民条約です。  
(日本は1981年に加入しました。しかし2007年の認定数41人は世界の国々に遠く及ばず、その扉は固く閉ざされたままです)

母国で迫害や命の危険を感じた難民は、偽名・偽のパスポートで出国、入管ビザも短期のものしか得ることができません。命がけで逃げて来た彼らを待ち受けているのは、さらなる差別や迫害です。母国に帰れない彼らは超過滞在の状態にならざるをえず、入管難民認定法(注)違反容疑で摘発・収容されてはじめて日本に難民申請制度があることを知ります。ここからまた難民と認められるための長く厳しい道のりが始まるのです。

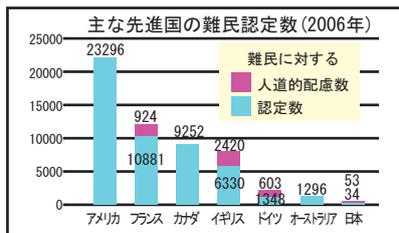
(注)正式名称は「出入国管理及び難民認定法」。外国人の管理について定めた法律で、法務省入国管理局がこれを所管。地方ごとに管理局があり、超過残留などのいわゆる入管法違反者を拘束、送還する取り締まり業務を行う。茨城県牛久市(東日本)、大阪府茨木市(西日本)、長崎県大村市(大村)にそれぞれ大きな送還予定者用の施設「入国管理センター」がある。牛久や大村といった弁護士過疎地での立地が批判されている。

### 難民調査—密室での取り調べと恣意的な調査作成—難民Aさんの例—

ある朝、法務省入国管理局の職員らがAさんの住むアパートを急襲しました。「送還されたら命がない・・・」必死の思いで逃亡を試みたAさんは職員に取り押えられました。「殺すぞ」といわんばかりに首元にボールペンの先を突き付けられ大声で罵倒されたAさんは、恐怖と絶望の中、泣きながら何度も「I cannot go back I will die」(わたしは帰れない。死んでしまう)と訴えました。その後、収容所の同房者から、日本に難民認定制度があることをはじめて知らされました。申請後に受けなければならない難民調査官によるインタビューでは、入管職員の誰もこの制度について教えてくれなかったこと、進んで帰国に同意したのではないことも説明しましたが、それは認められず、帰国に同意したと不認定に。その後開示された難民調査官作成の記録には、インタビューで説明したことが一切記されていませんでした。

### アメリカの国務省(外務省にあたる)は日本の難民政策を次のように批判しています。

米国国務省「2007年国別人権状況報告書(日本)」より  
「2007年5月、国連拷問禁止委員会は、拷問の危険のある国への強制送還を明示的に禁止する法律がないことを指摘した。また、難民申請を審査する独立機関がないことを批判した。難民は、少数民族の場合と同様、住居、教育、雇用の機会を制限される差別を受けた。難民認定が未決または上訴中の人は、就業、社会保障を受ける法的権利がなく、そのため、彼らは過密状態の政府の収容施設に収容されるかNGOの支援に全面的に依存する他ない」  
日本政府、国会議員はこうした国際社会からの批判に真摯にこたえるべきです。



<依然少ない認定数と国際評価>  
少数民族や政府に反対する人々を弾圧する人権抑圧国はたくさんあります。いわゆる先進国の中で日本の認定数の少なさは際立っています(グラフ参照)  
※「人道的配慮」国によっては狭義の難民には該当しないが、人道的観点から在留資格を付与する場合もあり。

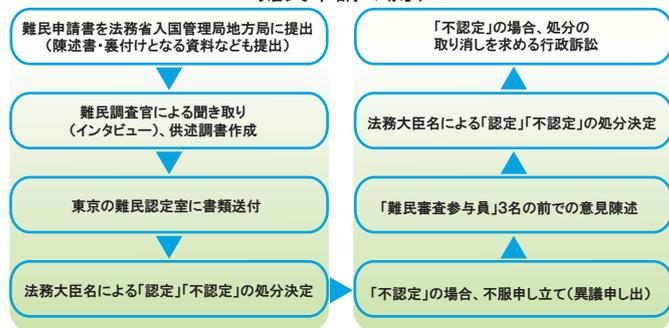


シンポジウムで聴衆を前にならんだビルマ難民たち  
昨年の報告もホームページで紹介しています。  
<http://rafiq.jp/wrd/>



国際NGOヒューマンライツウォッチのビルマ担当マティソン氏が来日、難民、支援者たちと国内外の支援のあり方を討論しました。

### 難民申請の流れ



### 入管の判断に追従するだけの裁判所

不認定処分を争う訴訟でも、難民たちには大きな壁が待ち受けます。国は、難民たちが苦心して集めた証拠や証言の価値を否定する主張を繰り返します。難民申請制度の存在も知らない段階で入管職員が作成した供述調書をたてに、難民が嘘つきだと主張します。裁判官は、国を勝たせるために、時には不都合な証拠をゴッソリ無視する、強引な証拠解釈を行う、証拠書類の国側の誤訳にもとづいて主張の信憑性を否定する…などにより、国の処分を追従する判決文を作っているのです。これが日本の司法の現実です。

### <広がる支援の輪>

昨年(2007年)のシンポジウムを前後して、関西では、難民支援のための基金も設立され、労働組合などから寄付が寄せられています。今年4月には長崎でNGO「大村入管被収容者を支える会」が発足しました。東京・大阪の集会には、「支える会」を通じて、大村の収容者が折った千羽鶴とメッセージが届けられます。迫害の地を逃れ海を渡った人々を支援する難民たちの命のリレー、そんな思いを「全国リレー」に込めたいと思います。

当日ボランティアスタッフ、ブース出店団体、賛同団体、賛同個人などを募集しています。難民の方の話を直接聞ける出前講座も受付中。少人数でも歓迎です。

賛同金にご協力ください!

金額: 団体 一口 1000円、個人 一口 500円

宛先: 郵便振替 00920-0-155517「難民の日 実行委員会」

### 「2008年世界難民の日全国リレー」問い合わせ先

東京: 難キ連(難民・移住労働者問題キリスト教連絡会)  
東京都新宿区西早稲田2-3-18-24  
日本キリスト教協議会(日本基督教団)  
TEL 03-3207-7801 FAX 03-3204-9495  
メール nankirensato@jcom.home.ne.jp

大阪: RAFIQ(在日難民との共生ネットワーク)  
大阪府高槻市大手町6-24 FAX 072-684-0231  
メール rafiqtomodati@yahoo.co.jp